

瀬戸市障害者地域自立支援委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第16号

瀬戸市障害者地域自立支援委員会運営規則の一部を改正する規則

瀬戸市障害者地域自立支援委員会運営規則（平成29年瀬戸市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(担当事務) 第2条 条例第3条に規定する委員会の担当事務の細目については、次に掲げる事務とする。 (1)から(5)まで <省略> (6) 瀬戸市障害者福祉基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する計画、 <u>法第88条第1項に規定する計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する計画</u> をいう。）の進捗状況の評価、進行管理及び見直しに関すること。 (7) <省略>	(担当事務) 第2条 条例第3条に規定する委員会の担当事務の細目については、次に掲げる事務とする。 (1)から(5)まで <省略> (6) 瀬戸市障害者福祉基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する計画及び <u>法第88条第1項に規定する計画</u> をいう。）の進捗状況の評価、進行管理及び見直しに関すること。 (7) <省略>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。